

特定非営利活動法人岡山市子どもセンター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人岡山市子どもセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもに対して、子どもの社会参画の機会の拡充を図るとともに、子どもに関する諸団体に対して、連絡、交流、支援等の事業を行い、よって、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 子どもの健全育成を図る活動
- ② 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 社会教育の推進を図る活動
- ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑤ まちづくりの推進を図る活動
- ⑥ 國際協力の活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑩ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑪ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもの諸活動に関する事業の企画運営及び支援
- ② 子どもの文化芸術に関する事業の企画運営及び支援
- ③ 社会状況に応じた子育て支援
- ④ 子どもに関する団体の支援とネットワーク作り
- ⑤ 広報
- ⑥ その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する団体
- (2) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人
- (3) 会 員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人
- (4) 賛 助 会 員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する団体
- (5) 支 援 会 員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件等は付さない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員以外の会員になろうとするものは、入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

(会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経て、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名以上3名以内を代表理事、1名を専務理事、10名以内を常任理事とする。
1名以上3名以内の副代表理事をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事、専務理事、常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 専務理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を掌理する。

5 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の決議に基づき、この法人の業務を決定し執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 第1項の規定に関わらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選出された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
 - 4 棟欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、職員若干名を置く。
- 3 職員は、専務理事が任免する。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第21条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第6章 会議

(種別及び構成)

- 第22条 会議は、総会、理事会、常任理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。
 - 3 理事会は、理事をもって構成する。
 - 4 常任理事会は、代表理事及び副代表理事、専務理事、常任理事をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) その他運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款で規定するものほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 常任理事会は、次の事項につき協議する。
- (1) 理事会提出議案の作成に関する事項
- (2) 理事会の決議の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない常務に関する事項
- (開催)
- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。
- (4) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。
- 4 常任理事会は、代表理事または副代表理事、専務理事、常任理事の要請により開催する。
- (招集)
- 第25条 会議は、第24条第2項第3号及び第24条第3項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 代表理事は、理事会を招集するにあたっては、会議を構成する理事に対し、前項に準じて通知しなければならない。
- 5 代表理事は、常任理事会を招集するにあたっては、会議を構成する理事に対し、第3項に準じて通知しなければならない。
- (議長)
- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- 2 理事会及び常任理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。
- (定足数)
- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会は、理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 常任理事会は、常任理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- (議決)
- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があつたものとみなす。
- 4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 常任理事会の議事は、常任理事及び代表理事、副代表理事、専務理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)
- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。また、各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない正会員は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第41条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ、電磁的方法をもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 6 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。
- 7 オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 総会に参加した者が正会員本人であることを確認できること。
 - (3) 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。
 - (4) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - (5) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合とオンラインの会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事会総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者とオンライン会議のシステムによる出席者がある場合、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 5 理事会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する下記の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。
- (残余財産の帰属)
- 第43条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、解散を決議する総会において特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうちから選定し、譲渡するものとする。

(合併)

- 第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜 則

(細則)

- 第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月末日とする。

理事	朝山 玲子
同	麻生 知子
同	糸山 智栄
同	易 敦子
同	大森 昌子
同	押柄 育子
同	片山由美子
同	加藤 優子
同	川崎 綾子
同	岸本 秀美
理事	窪田 昌子
同	玄馬 淳子
同	小橋美千代
同	斎藤 智子
同	櫻間 史子
同	佐野 暢子
同	清水 美晴
同	松本 和美
同	角南多江子
同	谷 真由美
同	玉井とし子
同	丹治 康子
同	道仙八代己
同	富山 郁子
	代表理事
	玉井とし子
	丹治 康子
	道仙八代己
	富山 郁子

同	中島 京子	
同	中田 純子	
同	中谷 典子	
同	長尾 房子	
同	中野 範枝	
同	西崎 由佳	
同	西本 享子	
同	火矢 和代	
同	平井 香美	
同	福代美津子	
同	藤本富多美	代表理事
同	美咲美佐子	専務理事
同	三鼓 脣子	
同	皆木 文子	
同	宮内 和代	
同	三輪 陽子	
同	森野 智子	
同	山下 知子	
同	山名 郷子	
同	山本 玲子	
同	湯浅 美江	
監事	内田 稔子	
同	宮本 工	

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び收支予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 団体正会員 1 口月額 1100 円
 - (2) 個人正会員 1 口年額 5000 円
 - (3) 賛助会員 1 口年額 5000 円
 - (4) 支援会員 1 口年額 3000 円